

沖縄振興開発金融公庫農林漁業関係資金の融通取扱いについて

昭和 47 年 9 月 1 日 沖縄開発事務次官
47 農経 A 第 796 号 農林事務次官 依命通知

最終改正 令和 8 年 3 月 30 日付け府沖振第 99 号・7 経営第 2908 号

沖縄振興開発金融公庫農林漁業関係資金のうち、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、漁業経営安定資金、農林漁業施設資金等の融通取扱いについては、別紙 1 の通知の規定に準じ、下記事項に留意の上、これら資金の融通の適切な運用に遺憾のないようにされるとともに、農業基盤整備資金、新規用途事業等資金、漁業経営安定資金、漁業経営改善支援資金、農林漁業施設資金等については、別紙 2 から 8 までのとおり取扱要領等を定めたので、これに従いこれら資金の融通の適切な運用に遺憾のないようにされたい。

以上、命により通知する。

記

1 共通事項について

別紙 1 に掲げる通知中「株式会社日本政策金融公庫」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫」と、「株式会社日本政策金融公庫資金」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫資金」と読み替えるものとする。

2 農業経営基盤強化資金について

- (1) 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化要綱」という。）第 3 の 4 中「平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 35 号（株式会社日本政策金融公庫法附則第 35 条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）2 に規定するとおりとする。」とあるのは「公庫の定めるところによる。」と、第 3 の 5 中「ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 121 条第 1 項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 132 号）第 11 条第 1 項に規定する者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限 28 年以内（うち、据置期間 13 年以内）とする（令和 9 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）」とあるのは次のとおり読み替えるものとする。

「ただし、次に掲げる者であつて、地震に伴う原子力発電所の事故による

災害の影響を受けている者にあつては、令和9年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限り、償還期限28年以内（うち据置期間13年以内）とする。

一 その主要な事業用資産について東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者」

(2) 基盤強化要綱第4の規定によるアドバイザーは、当分の間設けないことができるものとする。

3 経営体育成強化資金について

(1) 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)中「経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに」とあるのは「沖縄振興局長が別に」と、同要綱別紙2中「株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫理事長」と読み替えるものとする。

(2) 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1中「経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2に」とあるのは「沖縄振興局長が別に」と読み替えるものとする。

4 漁業経営安定資金について

漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者に対する漁業経営安定資金の融通措置実施要綱（昭和55年7月15日付け55水漁第3316号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(1)中「漁業共同利用施設の整備（ただし、漁業作業軽労化機能整備、省エネルギー型施設機能整備、密漁等監視施設及び小型漁船事故通報施設に係るものを除く。）」とあるのは、「漁業共同利用施設の整備（ただし、漁業作業軽労化機能整備、省エネルギー型施設機能整備、密漁等監視施設及び小型漁船事故通報施設に係るものを除く。）及び沖縄県水産業共同利用施設の整備」と読み替えるものとする。

5 農林漁業施設資金について

株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するために必要な資金の融通に関する措置要綱（平成5年3月30日付け5畜A第623

号農林水産事務次官依命通知)第2の2中「獣医療法第15条第1項の規定に基づき同項の資金を指定する件(平成4年9月1日大蔵省・農林水産省告示第8号。以下「告示」という。)」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和47年政令第186号)第2条第1号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件(昭和47年8月1日総理府・大蔵省告示第4号。以下「告示」という。)第24号」と、「告示第3号」とあるのは「告示第24号3」と読み替えるものとする。

6 中山間地域活性化資金について

株式会社日本政策金融公庫による中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱(平成2年4月6日付け2農経A第336号農林水産事務次官依命通知)第3の3(1)中「農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業、漁業又は塩業を営む者」とあるのは、「農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業又は漁業を営む者」と読み替えるものとする。

別紙 1

- 1 農業経営基盤強化資金について
「農業経営基盤強化資金実施要綱」 (別添 1)
(平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知)
- 2 農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金及び青年等就農資金について
「農業経営改善関係資金基本要綱」 (別添 2)
(平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知)
- 3 経営体育成強化資金について
「農業負債整理関係資金基本要綱」 (別添 3)
(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知)
- 4 漁業経営安定資金について
「漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者に対する漁業経営安定資金の融通措置実施要綱」 (別添 4)
(昭和 55 年 7 月 15 日付け 55 水漁第 3316 号農林水産事務次官依命通知)
- 5 農林漁業施設資金について
「株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するために必要な資金の融通に関する措置要綱」 (別添 5)
(平成 5 年 3 月 30 日付け 5 畜 A 第 623 号農林水産事務次官依命通知)
- 6 中山間地域活性化資金について
「株式会社日本政策金融公庫による中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱」 (別添 6)
(平成 2 年 4 月 6 日付け 2 農経 A 第 336 号農林水産事務次官依命通知)
- 7 卸売市場近代化施設に係る食品等持続的供給促進資金について
「卸売市場近代化施設に係る食品等持続的供給促進資金融通措置要綱」 (別添 7)
(昭和 43 年 6 月 13 日付け 43 農経 A 第 3239 号農林事務次官依命通知)

別紙 2

「非補助土地改良事業資金融通事務処理要領」

別紙 3

「新規用途事業等資金融通措置要綱」

別紙 4

「漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者に対する漁業経営安定資金の融通事務処理要領」

別紙 5

「産業動物診療施設の整備を実施するために必要な農林漁業施設資金の取扱いについて」

別紙 6

「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第9条に基づく金融措置の取扱いについて」

別紙 7

「沖縄振興開発金融公庫による中山間地域活性化資金の運用について」

別紙 8

「卸売市場近代化施設に係る食品等持続的供給促進資金融通措置要綱の運用について」

非補助土地改良事業資金融通事務処理要領

第 1 非補助土地改良事業の定義

この要領において非補助土地改良事業とは、国の補助の対象とならない土地改良事業（農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「災害復旧暫定措置に関する政令」という。）第 3 条による災害復旧事業費の決定を受け、補助金交付の決定の通知を受けるまでに行われる災害復旧事業を含む。）で沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）からの借入金により行うものをいう。

第 2 貸付対象事業

1 かんがい排水事業

畑地かんがい事業、温水施設事業及びその他のかんがい排水事業

2 維持管理事業

3 耕地整備事業

ほ場整備、暗渠排水事業、客土、農道事業（単独の農道舗装を含む。）、索道事業（軌道等運搬施設を含む。）、畦畔整備、床締（ベントナイトを含む。）、心土耕、石れき除去、酸性きょう正等

4 農用地造成事業

(1) 開田、開畑、埋立て、干拓、干拓整地

(2) (1)に掲げる事業（開田を除く。）と併せて施行される優良牧草の導入

5 防災事業

防災ため池事業、老朽ため池事業、たん水防除事業、湖岸堤防事業、特殊排水事業及び土砂崩壊防止事業等

6 農地保全事業

7 農業集落排水事業

8 災害復旧事業

第 3 貸付条件

1 利率

沖縄公庫業務方法書の定めるところによる。

2 貸付けの相手方

貸付けの相手方は、次に掲げるものとする。ただし、(3)及び(4)に掲げるものにあつては、第 2 の 7 の事業について貸付けを行う場合に限る。

(1) 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

(2) 農業を営む者

(3) 農業を営む者及び(1)に掲げるものがその構成員又は資本金（基本財産を含む。）につき原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人又は団体

(4) 農業を営む者若しくは農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農業の振興を目的とするもの

3 貸付金額の限度

貸付金額の限度は、当該年度に借入者が負担する額を最高限度とし、10 万円を最低限度とする。

4 償還期限及び据置期間

償還期限は、25 年以内（据置期間を含む。）とし、据置期間は、10 年以内とする。ただし、次に掲げる者であって、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸し付けにあっては、令和 9 年 3 月 31 日までの間に貸し付けられるものに限る。償還期限は、28 年以内（据置期間を含む。）とし、据置期間は、13 年以内とする。

一 その主要な事業用資産については東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災をいう。次号において同じ。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村その他相当な機関から受けた者

二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村その他相当な機関から受けた者

第 4 貸付事業の審査及び手続

1 非補助土地改良事業計画等の審査

(1) 事業主体による事業計画等の提出

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による非補助土地改良事業を施行しようとする者は、土地改良事業計画書及びその他審査に必要な書類（以下「事業計画書等」という。）を沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

ただし、補助事業として申請し土地改良事業計画の認可を受けた者で、あらためて非補助土地改良事業として施行しようとする場合及び災害復旧事業のうち災害復旧暫定措置に関する政令第 3 条による事業費の決定を受けたものである場合は、その旨を明らかにすれば事業計画書等の提出を省略することができる。

(2) 知事の取扱い

知事は、(1)により提出された事業計画書等を受理したときは、土地改良法第 8 条（審査及び公告等）、第 48 条（土地改良事業計画の変更等）、第 84 条（土地改良区に関する規定の準用）、第 95 条（土地改良事業の開始）又は第 95 条の 2（土地改良事業の変更等）の規定による決定又は認可に際し、土地改良事業計画の審査等を別紙の審査基準に基づいて行うものとする。ただし、市町村が行う非補助土地改良事業については、事業計画書等の受理後、速やかに土地改良事業計画の審査等を別紙の審査基準に基づいて行うものとする。

2 借入申込書等の提出

非補助土地改良事業を施行しようとする者は、沖縄公庫が定める借入申込書を沖縄公庫理事長に提出するとともに、1 の(1)により事業計画書等を知事に提出するときに借入申込書（写）を添付するものとする。

3 貸付対象事業調書等の作成

知事は 2 の関係書類を受理したときは、1 の(2)による審査の上当該事業の適否を判定し、別紙審査基準に基づく審査表（以下「審査表」という。）を作成するとともに、沖縄公庫が定める様式により貸付対象事業調書を作成し、沖縄公庫理事長に提出するものとする。

4 沖縄総合事務局長への協議

- (1) 知事は第2の8以外の非補助土地改良事業のうち総事業費1億円以上のものにあつては、借入申込書(写)及び事業計画書等に審査表を添附し、沖縄総合事務局長に協議するものとする。
- (2) 沖縄総合事務局長は、(1)の協議を受けたときは、審査の上当該事業の適否を判定し、所要の事項を記入した審査表を添附して知事に通知するものとする。
- (3) 知事は、(2)の通知を受けたときは、貸付対象事業調書を沖縄公庫理事長に提出するものとする。

5 事業計画の変更がある場合の処理

非補助土地改良事業を施行する者が、当該事業につき次に掲げる重要な部分の変更を行う場合には、1から4までの規定による手続きを準用するものとし、この場合には、変更後の事業計画書等に変更の理由及び主要変更事項対照表を添附するものとする。

- (1) 事業費の1割を越える増減(物価変動によるものを除く。)
- (2) その他事業計画の重要な部分の変更

6 申請書類の返戻

知事又は沖縄総合事務局長は、非補助土地改良事業の審査を行った場合に、審査基準において総合判定が否に判定されたものについては、理由を附して関係書類を(沖縄総合事務局長の場合は知事を経由して)申請者に返戻するものとする。

7 その他

土地改良法によらない非補助土地改良事業にあつては、1から6までの規定に準じて取扱うものとする。この場合において、1の(1)の土地改良事業計画書については、様式第1号(農業集落排水事業にあつては、「沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)」(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)別紙7取扱い2第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号生産局長・21農振第2454号農村振興局長・21林整計第336号林野庁長官・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙4-2取扱い2第5の3に定める別記様式第2号)によるものとする。

第5 実績報告

知事は、毎年度末現在における当該年度の非補助土地改良融資事業実績を様式第2号、第3号及び第4号により各1部とりまとめ、翌年度の5月末日までに沖縄総合事務局長を経由して農林水産省農村振興局長に報告するものとする。

(別紙)

非補助土地改良事業(耕地)計画審査基準

1 審査の趣旨

この審査は、農業生産性の向上、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資する目的で行う非補助土地改良事業についてその計画の必要性並びに技術的経済的可能性等の判定を行うものとする。

2 審査の方法

- (1) 審査の判定は、3の審査基準に示す各項目に判定するものとし、各項目別判定区分は、a、bの2級とする。
- (2) 審査結果の総合判定は、項目別の判定が全てaの場合は適とし、その他の場合は否とする。
- (3) (1)及び(2)の判定区分により、判定結果を、別紙審査表に各々記入するものとする。
- (4) 審査の判定を行うため必要のある場合には、別途書類の提出を求め、又は現地調査をするものとする。

3 審査基準

(1) 計画の必要性

土地改良事業の施行に係る地域の土じょう、水利その他の自然的、社会的及び経済的環境上農業の生産性向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資するため、その事業を必要とするか否かについての理由等について審査し、次の区分により判定するものとする。この場合において、都市近郊における事業については、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による市街化区域の設定の状況、宅地、工業用地等への転用可能性及び農道事業にあっては、一般交通の比重等を考慮するものとする。

- 必要性のあるもの a
必要性に疑いのあるもの又は必要性が認められないもの b

(2) 法的手段

事業主体（事業主体と借入主体とが異なるときは、当該借入主体を含む。）の法的手段関係の進捗状況及び適否等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適法に行われているもの a
同意徴集未完了のもの又は法手段が不適法若しくはその疑いのあるもの b

(3) 土地改良事業の遂行のための基礎的な要件

ア 財政的能力

土地改良事業を的確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあるかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
疑いのあるもの又は不適當であるもの b

イ 技術的能力

土地改良事業の性質及び規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあるかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
疑いのあるもの又は不適當であるもの b

ウ 団体的能力

業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあるかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
疑いのあるもの又は不適當であるもの b

(4) 技術的事項

ア 計画の可能性

事業の技術的条件を考慮し、次の区分により判定するものとする。

可能であるもの a

疑いのあるもの又は不可能であるもの b

イ 計画の妥当性

- a 設計の過大過小の有無、利用公式、換地計画の基本的事項及び年次別施行計画等の適否を考慮し、次の区分により判定するものとする。

相当であるもの a

疑いのあるもの又は不相当であるもの b

- b 事業費の妥当性

事業費積算の歩掛、主要資材、機械器具の単価、労働費、資材取得見込、自家労力取得見積及び換地関係費の積算の適否並びに 10 アール当り事業費等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

相当であるもの a

疑いのあるもの又は不相当であるもの b

- c 事業施行方法の妥当性

事業が直営又は請負のいずれか、あるいは施行工程が適切であるか等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

相当であるもの a

疑いのあるもの又は不相当であるもの b

(5) 経済的事項（維持管理事業、農業集落排水事業及び災害復旧事業を除く。）

経済効果の妥当性

（経済効果の測定は次式により算出するものとする。）

$$\frac{(1 - P) K \cdot d n}{A} = W$$

A

W：償還振向率

P：償還を必要としない事業費率（総事業費から借入金（公庫、農協等の借入金）を控除した額の総事業費に対する割合）

K：総事業費

dn：年賦率（ $\frac{i(1+i)}{(1+i)-1}$ ）

i：利子率

m：償還年数（据置期間を含まない。）

A：年間増加所得（年間作物所得増加率－年間作物所得減少額＋年間平均施設維持管理費節減額＋年間平均営農労力節減額）

上式において算出の結果

Wが1以下のもの a

Wが1を超えるもの b

なお、算定に当たっては、経済効果の測定資料となる年間作物所得増加額又は減少額、年間平均営農労力節減額の基礎資料等を十分検討すること。

(6) 財政投融资の資金に関する事項（財政投融资の資金とは沖縄振興開発金融公庫資金を指す。）

ア 所要借入金の妥当性

借入限度の適否、旧債肩替りの有無及び金額、過年度事業の不足資金の有無

及び金額（計画変更を除く。）等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

イ 經濟効果の効用年数と償還期限の妥當性

經濟効果の効用年数及び償還期限等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

ウ 据置期間の妥當性

經濟効果の發生等と据置期間を考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

(7) 環境への配慮

土地改良事業の実施に当たって環境との調和に配慮しているかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

(8) 他種事業との関連性

他種事業と競合する場合において國民經濟の發展の見地から当該土地改良事業の施行を相當とするかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

[様式第1号] 事業計画書の様式（土地改良法によらない場合）

年度 非補助土地改良事業計画書

1 一般事項

事業主体	名称		借入主体	名称	
	所在地			所在地	
地区名					事業種類
償還期限		年（うち据置期間 年）			
					2
					3

2 地区概要

① 目的											
② 地域									③ 地帯区分	離島	
									傾斜度	度	
④ 地積	事業種類	現況地目		田	畑	小計	その他	合計	⑤ 地土 形壤		
		現況	計画	ha	ha	ha	ha	ha			
⑥ 用水状況									⑦ 用の状不況足		
⑧ 排水状況									⑨ 排水の状不良		
⑩ 道路線状況											
⑪ 営農状況	1 戸当たり平均経営耕地面積				平均的農家粗収入(年間戸当たり)			現況主要農産物の品目		事業施行後の主要作目名	
	田	普通畑	その他	計	農家粗収入	農外粗収入	計				
	ha	ha	ha	ha	千円	千円	千円				
⑫ 協議	市町村	年 月 日			⑭ 受益地に含まれる農業振興地域の農用地区域外面積						⑮ その他特記事項
	土地改良区	年 月 日									
⑬ 同意	関係権利者の同意状況	1 事業 名		100%		農振白地地域面積		ha			
		2 事業 名		100%							
		3 事業 名		100%		市街地区域(予定を含む)		ha			

3 工事計画

① 用水路	項目	支配面積	最 大 量	延 長					構 造	コ ウ 配	主 要 物	備 考						
	水路名	ha	m ³ /s	全延長	コンクリート	ブロック	土水路	その他					m	m	m	m		
② 排水路	項目	最大排水量	延 長					構 造	コ ウ 配	主 要 構 造 物	備 考							
	水路名	m ³ /s	全延長	開水路	その他							m	m					
③ 道路及び索道	道 路	項目	種 別	幅 × 延 長	構 造	付帯構造物	最 急 勾 配	同 左 の 延 長	最 小 曲 線 半 径	備 考	④ 畦畔整備	項目	高 さ	底 巾	天 巾	長 さ	施 行 長	備 考
		路線名				名 称	構 造	数	m	m			区分	mm	mm	mm	mm	m
	道 路 主 要 構 造 物	項目	名 称	規 模 構 造	延 長	個 所 数	備 考	⑤ 暗キョ排水	項目	面 積	集 水 キョ			吸 水 キョ			集 水 キョ 出 口 以 下 の 排 水 施 設	備 考
		路線名			m				区分	ha	コウ配	管 種	管 径	延 長	コウ配	管 種	深 さ	間 隔
索 道	項目	延 長	高 低 差	能 力	原 動 機		備 考	⑥ 客 土	項目	面 積	客 入 土 量	土 捨 場 土 量	運 搬 距 離	運 搬 方 法	備 考			
	名称	m	m	t/hr	型 式	動 力										kw	ha	m ³
⑦ 農地造成	抜 根	項目	樹 種	樹 径	10a 当 本 数	面 積	工 法	備 考	⑧ 模 式 図 ・ 標 準 断 面 図									
		区分				ha												
	除 レ キ	項目	対 象 土 層 の 厚 さ	10a 当 標 準 除 土 量	面 積	工 法	備 考											
		区分	cm	m	ha													
開 墾 作 業	項目	面 積	工 法	標 準 区 画 の 形 状	備 考													
	区分	10a																
土 壌 改 良	区 分	面 積	石 灰 量	リ ン 酸 質 費 材 料	備 考	⑨ 工 事 着 工 及 び 完 了 予 定 年 月 日												
		ha	kg	kg								年 月 日 着 工 年 月 日 完 了						
⑩ の 関 連 他 事 業 と												⑪ 土 地 改 良 施 設 の 維 持 管 理 方 法						

⑫ 資 金 計 画					⑬ 経費負担農家数		
区分	事業名	事業	事業	事業	計	事業	戸
事業費		千円	千円	千円	千円	事業	戸
補助金	都道府県費					事業	戸
	その他					計	戸
	計						
借入金	公庫					⑭ 10a(m)当たり事業費	
	その他					事業	千円
	計					事業	千円
自己資金						事業	千円
⑮ 事業費事業量内訳表				⑯ 事業の効果			
費目	事業量	事業費	備考	区分	年間所得増加額	備考	
工事費				作物	千円		
整地工				営農労力	千円		
用水路工				維持管理費	千円		
排水路工				その他	千円		
暗キヨ工				計	千円		
道路工							
・							
・							
・							
・							
～	～	～	～	～			
～	～	～	～	～			
用地買収補償費							
全体実施設計費							
計							
工事雑費							
合計							

	農地造成									
	開田									
	樹園地									
	一般									
	優良牧草の導入									
	防災									
	農地保全									
	農業集落排水									
	計									
合計	かんがい排水									
	一般									
	畑地かんがい									
	維持管理									
	かんがい排水									
	その他									
	ほ場整備									
	暗渠排水									
	客土									
	農道									
	一般									
	舗装									
	索道									
	農地造成									
	開田									
	樹園地									
	一般									
	優良牧草の導入									
	防災									
	農地保全									
農業集落排水										
計										

(注)ほ場整備事業のうち夏期施行については、地区数及び受益面積の欄に（内数）で載
 すること。

農業集落排水にあつては、受益面積欄は受益戸数を記載すること。

[様式第3号] 非補助土地改良事業資金による水田、畑造成事業実績表の様式

年度における非補助土地改良事業資金による水田、畑造成事業実績表

県（農政局）
（単位：面積ha、金額千円）

利 率	区 分	水 田 造 成 事 業									畑 造 成 事 業									備 考				
		単独水田 造成事業			その他の水 田造成事業			合 計			普通畑			果樹園			その他の畑				合 計			
		受 益 面 積	事 業 費	資 金 額	受 益 面 積	事 業 費	資 金 額	受 益 面 積	事 業 費	資 金 額	受 益 面 積	事 業 費	資 金 額	受 益 面 積	事 業 費	資 金 額	受 益 面 積	事 業 費	資 金 額		受 益 面 積	事 業 費	資 金 額	
利 子 軽	未墾地 → 畑(田)																							
	畑 → 田																							
	田 → 畑																							
	計																							
減 非 補 助 一 般	上記のうち用地取得																							
	未墾地 → 畑(田)																							
	畑 → 田																							
	田 → 畑																							
合 計	埋立て・干拓																							
	計																							
	上記のうち用地取得																							
	未墾地 → 畑(田)																							
計	畑 → 田																							
	田 → 畑																							
	埋立て・干拓																							
	計																							
	上記のうち用地取得																							

- (注) 1 その他の水田造成事業とは、国の負担又は補助の対象となった事業に関して行われる事業（例えば、国、県、団体営土地改良事業又は開拓事業等の計画の末端事業として施行された水田造成事業）をいう。
 2 単独水田造成事業とは上記以外のものであって単独事業として非補助資金で施行された事業をいう。
 3 その他の畑については、その内訳を備考欄に記載すること。
 4 用地取得欄には非補助土地改良事業の一環として取得した用地についてその面積を「受益面積」欄に、取得額を「事業費」欄に、用地取得融資額を「資金額」欄にそれぞれ記載すること。

新規用途事業等資金融通措置要綱

第 1 目的

本要綱は、農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者に対し、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途又は新品種の採用に必要な長期かつ低利の資金（中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する中小企業者をいう。）に対するものであって、その償還期限が 10 年を超えるものに限る。）を沖縄振興開発金融公庫（以下単に「公庫」という。）から貸し付けることにより、国産農林畜水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図り、もって農林漁業の生産力の維持増進を図ることを目的とする。

第 2 貸付要件等

この資金の貸付けの相手方、貸付対象事業、貸付金の使途及び貸付条件は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、公庫が定めるところによるものとする。

1 貸付けの相手方

昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号（沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 1 号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件）の別表第 1 に掲げる特定農林畜水産物（以下単に「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものを営む者（以下「新規用途事業者等」という。）とする。

- (1) 当該事業により当該特定農林畜水産物につき、新規の用途が開かれ、その消費が拡大されると認められるものであること。
- (2) 当該事業において原材料用の新品種に属する当該特定農林畜水産物が使用され、その消費が拡大されると認められるものであること。

2 貸付対象事業

特定農林畜水産物について行う新規の用途又は原材料用の新品種の採用に係る事業（以下「新規用途事業等」という。）

3 貸付金の使途

次の(1)及び(2)に掲げるものとする。

- (1) 2 に掲げる事業に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 新規の用途又は原材料用の新品種の採用のための特別の費用の支出又は権利の取得に必要な資金

4 貸付条件

公庫の業務方法書に定めるところによる。

第3 貸付けの手続

- 1 本資金の借入れの申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、公庫に借入れの申込みを行うとともに、公庫を経由して新規用途事業等に関する計画（以下「事業計画」という。）につき沖縄総合事務局長の認定を申請するものとする。
- 2 公庫は、1の申込みに対して貸付けを行おうとする場合は、当該申込みに係る事業計画を沖縄総合事務局長に進達するものとする。
- 3 沖縄総合事務局長は、2により認定申請を受けた場合において、事業計画の内容が適当であると認められるときは、認定を行い、その旨を公庫を経由して申込者に通知するものとする。この場合において、沖縄総合事務局長は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）にあらかじめ協議するとともに、必要に応じてあらかじめ沖縄県知事の意見を聴くものとする。
- 4 公庫は、申込者に対して、3の通知と併せて貸付決定の通知を行うものとする。

第4 指導体制

本制度の目的を達成するため、国及び沖縄県知事は、その試験研究機関の成果を活用して、新規用途事業等資金を貸し付けた新規用途事業者等及びその原材料を生産する農林漁業者の団体に対して、適切な指導助言を行うとともに、その融資に係る新規用途事業等が事業計画に即して行われるよう指導するものとする。

また、国及び沖縄県知事は、この指導を適切に行うために必要な場合は、新規用途事業等資金の融資を受けた新規用途事業者等に対し、事業内容等に関する報告を求めることができるものとする。

別紙 4

漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者に対する漁業経営 安定資金の融通事務処理要領

第 1 貸付限度額

沖縄県知事は、「漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者に対する漁業経営安定資金の融通措置実施要綱」（昭和 55 年 7 月 15 日付け 55 水漁第 3316 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 4 の 1 に掲げる要件を充足しているかどうかについて、次によりの確に判断して認定を行うものとする。

- 1 要綱第 4 の 1 の「総トン数 5 トン以上の動力船を使用して漁業を営む漁船漁業者に相当する経営規模」とは、当該養殖業等漁船漁業以外の漁業を営む漁業者（以下「養殖業者等」という。以下同じ。）が住所を有する市町村区域内の総トン数 5 トン以上 10 トン未満の動力船を使用して漁業を営む者（以下「漁船漁業者」という。）の経営規模（「漁業収入（ただし、投餌飼育を行う養殖業者については、その漁業収入を 2 分の 1 に減額したもの）」又は、「漁業投下固定資本額」の規模をいう。以下同じ。）の平均とおおむね同程度又はそれ以上の経営規模をいう。ただし、養殖業者等が住所を有する市町村の区域における漁船漁業者の平均経営規模を用いることに著しく支障がある場合は、沖縄県の区域における平均経営規模によることができるものとする。
- 2 要綱第 4 の 1 の（1）の「漁業経営規模又は漁業所得規模の平均規模」とは、海面漁業にあっては漁船漁業、大型定置網漁業、小型定置網漁業及び地びき網漁業に、養殖業にあっては対象養殖種類ごとに漁業種類を区分し、その区分ごとの平均規模によるものとする。ただし、市町村の区域における平均規模をもって認定の要件とすることに著しい支障があると認められる場合は、沖縄県の区域における平均規模によることができるものとする。
- 3 要綱第 4 の 1 の（2）のウの「基幹となっている漁業種類の相当部分を転換し」とは、漁業収入が漁業経営のおおむね過半を占める漁業種類（以下「基幹漁業」という。）について、当該漁業種類の漁業収入のおおむね 5 割程度を他の漁業種類に転換することをいう。ただし、基幹漁業の区分をすることが困難と認められる漁業経営にあっては、当該漁業経営の主たる漁業種類を基幹漁業とみなす。

第 2 漁業経営再建整備計画の認定手続等

- 1 要綱第 5 の 1 の漁業経営再建整備計画（以下「再建整備計画」という。）の認定申請書は、別紙 1 の様式による漁業経営再建整備計画認定申請書（以下「申請書」という。）を提出して行うものとする。

なお、申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1）既貸付金の貸付条件緩和等の措置を約束した債権者がある場合には、その

旨を明らかにした文書及び経営再建整備期間内において再建整備計画の達成に支障を及ぼすような権利の行使をしない等を約束した全債権者からの文書

(2) 要綱第4の1のただし書に定める貸付限度額の適用を受けようとする者のうち、再建整備計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が参加している団体の直接又は間接の構成員である場合にあっては、その構成員であることを証明する書類

- 2 申請者の所属する漁業協同組合の長又は市町村長（以下「所属組合長等」という。）は申請者から申請書の提出があったときは、その内容を確認するとともに、当該漁業協同組合及び全債権者を構成員とする債権者等会議を開催し、既債務に係る貸付条件緩和措置の妥当性等について協議の上、別紙2の様式による意見書を添えて沖縄県知事に提出するものとする。
- 3 沖縄県知事は、所属組合長等から申請書の提出を受けたときは、書類審査等を行い、申請書記載内容を確認するものとする。
- 4 沖縄県知事は、再建整備計画の認定に当たっては、水産主務課、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）、水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会並びに関係融資機関を構成員とする協議の場を設け、その場において、構成員全員の合意を得るものとする。
- 5 沖縄県知事は、毎四半期ごとに再建整備計画の認定の実績をとりまとめの上、別紙3の様式により翌月末日までに水産庁長官に報告するものとする。

第3 再建整備計画の指導等

- 1 借入漁業者は、再建整備計画の達成期間中、毎年度、沖縄県知事が定める様式による漁業経営再建整備状況報告書（以下「報告書」という。）を作成し、所属組合長等の確認を受けた上、所属組合長等を経由して沖縄県知事に提出するものとする。
- 2 沖縄県知事は、1に基づく報告書を受理したときは、その内容を検討し、公庫等関係機関の意見を聴いた上、再建整備計画の達成上から必要があると認めるときは借入漁業者に対して、必要な改善措置を勧告し又は再建整備計画の達成ができないと認めるときは認定を取り消すものとする。
- 3 沖縄県知事は、2に基づく再建整備計画の取消しを行った場合は、所属組合長等を経由して借入漁業者に通知するとともに、その旨を公庫（公庫の受託金融機関を含む。）に通知するものとする。

知 事 殿

住 所
氏 名

漁業経営再建整備計画認定申請書

漁業経営安定資金（再建整備資金）の借入れを必要としますので、次の漁業経営再建整備計画の認定を申請します。

漁業経営再建整備計画										
再建整備資金必要額の内容					負債整理		経営整備			
					円		円			
経営再建整備期間					年 月 日 ~		年 月 日			
経営再建整備を必要とする理由：										
世帯員 (年雇を含む)	氏名	続柄	年齢 (満)	漁業従事 日数	漁業以外に働く(注1)			備考		
		経営主	歳	日	仕事名	日数	所得			
							千円			
経営の状況	使用漁船				養殖方法別施設数(注2)					
	無動力船		動力船		水産物名	はまち	のり	かき		
	隻数	トン数	隻数	トン数	PS					
						養殖規模				
経営再建整備内容	現 況				再 建 整 備 後					
	業種名及び漁獲(収穫)物名	生産量	生産金額		業種名及び漁獲(収穫)物名	生産量	生産金額		業種の転換経営の合理化等の内容	
			千円				千円			
漁業所得の内容	現 況				再 建 整 備 後					
	漁業収入	所得	所得率		漁業収入	所得	所得率			
	千円	千円	%		千円	千円	%			

漁家経済の内容			現 況	再建整備後	備 考				
	漁業所得	a	千円	千円					
	漁業外所得	b (注3)							
	被贈扶助等	c (注4)							
	漁家所得	(a+b+c) d							
	租税公課諸負担等	e (注5)							
	可処分所得	(d-e) f							
	借入金償還額	g							
	家計費	h							
経済余剰		(f-g-h) i							
負債の内容	借入先 (注6)	負債原因	借入条件				借入金の 現在残高	左のうち再建 整備資金によ る整理額	借入条件緩和 措置等の内容
			借入 年月日	償還 期間	利率	借入金額			
	漁業負債				%	千円	千円	千円	
	計								
	漁業外負債								
	計								
合計									
経営整備費の内容	経営費の内訳	必要 資金額	左の資金計画				再建整備資金で対応 せざるを得ない理由		
			自己資金	補助金・制度資金		再建整備資金			
	千円	千円		千円	千円				
	初年度								
最終年度	千円	千円		千円	千円				

借入金償還額（利息を含む）内容	現況	再 建 整 備 期 間 中 （円）				
		初年	2年	3年	4年	5年
漁業借入金	円					
	再建整備資金					
	計					
漁業外借入金						
	計					
合 計						
借入希望条件	償 還 期 間	左のうち据置期間	据置期間中の利息		据置期間中の年賦金	
	年	年	円		円	
特記事項						

〔記載上の留意事項〕

注1 現在、行っている出稼ぎ、日雇労務の他に自営業（農業等）も含む。

注2 はまち養殖については「小割式〇面」、のり養殖については「支柱式〇柵」、かき養殖については「いかだ式〇台」等と記載する。

注3 申請者の漁業外所得を記載する。

注4 他の世帯員からの入金、世帯員外からの送金、預金利子等のほか雑収入額も含む。

注5 税金、寄付金、共済掛金、社会保険料、団体負担金、社寺費、組合費等の額を記載する。

注6 制度資金についてはその資金名を記載する。

知 事 殿

住 所
名 称
代表者名

漁業経営再建整備計画認定申請書

漁業経営安定資金（再建整備資金）の借入れを必要としますので、次の漁業経営再建整備計画の認定を申請します。

漁業経営再建整備計画										
再建整備資金必要額の内容			負債整理			経営整備				
			円			円				
経営再建整備期間		年 月 日 ~				年 月 日				
経営再建整備を必要とする理由：										
法人の概要	資本金		社長等の氏名（年齢）		従業員数		漁業以外の事業内容			
	百万円									
経営の状況	使用漁船				養殖方法別施設数（注1）					
	無動力船		動力船			水産物名	はまち	のり	かき	
	隻数	トン数	隻数	トン数	PS					
						養殖規模				
経営再建整備内容	現 況				再 建 整 備 後					
	業種名及び漁獲（収穫）物名		生産量	生産金額	業種名及び漁獲（収穫）物名		生産量	生産金額	業種の転換経営の合理化等の内容	
				千円				千円		
事業収入の内容	現 況				再 建 整 備 後					
	総事業収入	沿岸漁業による事業収入①	沿岸漁業による純利益②	利益率 ②/①×100	総事業収入	沿岸漁業による事業収入①	沿岸漁業による純利益②	利益率 ②/①×100		
	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%		

経営内容			現 況		再建整備後		備 考		
	沿岸漁業による純利益	a	千円		千円				
	沿岸漁業以外の純利益	b							
	純利益の合計	(a + b) c							
	減価償却費	d							
	借入金の償還財源	(c + d) e							
	借入金償還額	f							
差引余剰	(e - f) g								
負債内容	借入先 (注2)	負債原因	借入条件				借入金の 現在残高	左のうち再建 整備資金による 整理額	借入条件緩和 措置等の内容
			借入 年月日	償還 期間	利率	借入金額			
	漁業負債				%	千円	千円	千円	
	計								
	漁業外負債								
	計								
	合計								
経営整備費内容	経営費の内訳	必要 資金額	左の資金計画				再建整備資金 で対応せざるを得ない理由		
			自己資金	補助金・制度資金		再建整備資金			
				制度名	金額				
	初年度	千円	千円		千円	千円			
	////////////////////////////////////								
	最終年度	千円	千円		千円	千円			

借入金償還額（利息を除く）内容	現況	再 建 整 備 期 間 中 (円)				
		初年	2年	3年	4年	5年
漁業借入金	円					
	再建整備資金					
	計					
漁業外借入金						
	計					
合 計						
借入希望条件	償 還 期 間	左のうち据置期間	据置期間中の利息		据置期間中の年賦金	
	年	年	円		円	
特記事項						

〔記載上の留意事項〕

注1 はまち養殖については「小割式〇面」、のり養殖については「支柱式〇柵」、かき養殖については「いかだ式〇台」等と記載する。

注2 制度資金についてはその資金名を記載する。

漁業経営再建整備計画の認定申請に関する意見書

〇〇漁業協同組合組合長等

申請者	住所			漁業協同組合等受理年月日	
	氏名			意見書提出年月日	
承認の要件	要件		確認		備考
	①	申請者(60歳以上の場合は後継者)が現に主として漁業に従事している	従事している	従事していない	
	②	漁業所得が総所得の過半を占めている	占めている	占めていない	
	③	漁業経営に対する意欲が高い	高い	低い	
	④	漁業経営再建整備計画書の記載内容	正しい	相違する	
	⑤	漁業経営再建整備の達成の見込	ある	ない	
特認の要件	1. 認定を受けた資源管理に		参加している	参加していない	資源管理の認定年月日 年 月 日 本人が所属している団体名
	①	本人が参加している			
	②	本人が所属している団体が参加している			
	③	本人が所属している団体が間接的に参加している	参加している	参加していない	
	2.		平均規模以上	平均規模に満たない	地域の平均漁業経営規模 漁船動力 トン 養 殖 冊 PS 千円 構造改善地域名 〇〇地域 指定 年 月 日 事業実施年度 〇年度～〇年度
	①	漁業経営規模(漁業所得規模)			
②	再建整備計画が ア 未利用資源等開発関係 イ 高度漁業技術導入関係 ウ 基幹漁業転換・資源培養管理漁業推進関係	該当する	該当しない		
③	総トン数5トン以上の漁船漁業者又はそれに相当する平均経営規模とおおむね同程度もしくはそれ以上の漁業経営者 ア 総トン数5トン以上の漁船漁業者 イ ア以外の漁業者で、平均経営規模がアに相当する	該当する	該当しない		
貸付条件	申請		漁業協同組合等の意見		意見の根拠
	借入金額	円	円		
	償還期間	年	年		
	据置期間	年	年		
債権者等会議の内容	出席者名	協議した事項		左の協議結果	
総合意見					

漁業経営再建整備計画の認定申請に関する意見書

〇〇漁業協同組合組合長等

申請者	住所	漁業協同組合等受理年月日											
	氏名	意見書提出年月日											
承認の要件	要件		確認		備考								
	① 無動力船又は総トン数20トン未満の動力船を使用している (漁船漁業者)	使用している	使用していない										
	② 沿岸漁業による事業収入が総事業収入の過半を占めている (漁船漁業以外の者)	占めている	占めていない										
	③ 漁業経営に対する意欲が高い	高い	低い										
	④ 漁業経営再建整備計画書の記載内容	正しい	相違する										
	⑤ 漁業経営再建整備の達成の見込	ある	ない										
特認の要件	1. 認定を受けた資源管理に		参加している	参加していない	資源管理の認定年月日 年 月 日 申請者が所属している団体名								
	① 申請者が参加している		参加している	参加していない									
	② 申請者が所属している団体が参加している		参加している	参加していない									
	③ 申請者が所属している団体が間接的に参加している		参加している	参加していない	地域の平均漁業経営規模 地域の平均漁業所得規模 〔漁船動力 トン PS 千円〕 養殖 冊 構造改善地域名 〇〇地域 指定 年 月 日 事業実施年度 〇年度～〇年度								
	2. ① 漁業経営規模 (漁業所得規模)		平均規模以上	平均規模に満たない									
	② 再建整備計画が ア 未利用資源等開発関係 イ 高度漁業技術導入関係 ウ 基幹漁業転換・資源培養管理漁業推進関係		該当する 該当する 該当する	該当しない 該当しない 該当しない									
③ 総トン数5トン以上の漁船漁業者又はそれに相当する平均経営規模とおおむね同程度もしくはそれ以上の漁業経営者 ア 総トン数5トン以上の漁船漁業者 イ ア以外の漁業者で、平均経営規模がアに相当する		該当する 該当する	該当しない 該当しない	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>地域の5トン以上10トン(動力船)未満の平均経営規模</td> <td>申請者</td> </tr> <tr> <td>漁業収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業投下固定資本額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		地域の5トン以上10トン(動力船)未満の平均経営規模	申請者	漁業収入			漁業投下固定資本額		
	地域の5トン以上10トン(動力船)未満の平均経営規模	申請者											
漁業収入													
漁業投下固定資本額													
貸付条件	申請	漁業協同組合等の意見		意見の根拠									
	借入金額	円	円										
	償還期間	年	年										
	据置期間	年	年										
債権者等会議の内容	出席者名	協議した事項		左の協議結果									
総合意見													

水産庁長官 殿

沖縄県知事 氏 名

漁業経営再建整備計画認定実績報告書

このことについて、〇〇年度の第〇四半期の実績を取りまとめたので次のとおり報告する。

漁業協同 組合名等	件 数	公庫資金	う ち 特 認				
			件 数	公庫資金	要 件		
					未利用資源 等開発関係	高度漁業技 術導入関係	基幹漁業転換・ 資源培養管理漁 業推進関係

注：個人にあつては1,500万円、法人にあつては3,000万円を超える借入れについては「うち特認」の欄に
 () 書でうち数を記入すること。

別紙 5

産業動物診療施設の整備を実施するために必要な農林漁業施設資金の取扱いについて

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号）第 24 号 3 に規定する産業動物に係る獣医療に関する技術の高度化に際して必要となる診療施設の機器の種類は次のとおりとする。

1 検体成分自動分析機器

血液生化学分析装置、血液電解質分析装置、高速液体クロマトグラフ、原子吸光分光光度計、自動血球計算器、牛乳中体細胞測定装置その他の生体成分の自動分析に必要な機器

2 生体画像診断機器（心電心音診断機器を含む。）

ファイバースコープ、X線装置、超音波診断装置、心電心音計その他の生体を直接又は間接的に観察・診断するために必要な機器

3 感染症免疫診断機器（形態学的診断機器及び培養機器を含む。）

酵素抗体測定装置、蛍光顕微鏡、写真撮影顕微鏡装置、嫌気性菌培養装置その他の病原学的診断をするために必要な機器

4 理化学的治療機器

レーザー装置、ガス麻酔器その他の理化学的治療に必要な機器

5 受精卵移植機器

マイクロマニピレーター、プログラムフリーザーその他の受精卵移植に必要な機器

別紙 6

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第9条に基づく 金融措置の取扱いについて

第1 貸付対象資金

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「法」という。）第9条各号に掲げる資金は、沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和47年8月1日総理府・大蔵省告示第4号。以下「告示」という。）第8号及び第9号で定められた資金とする。

なお、告示については、次の点に留意すること。

- 1 告示第8号3に規定する「水産物の需要を開拓するための新たな水産加工品等の調査及び開発に必要な資金」には、情報処理及び通信用機器の取得に必要な資金は含まれないものとする。
- 2 告示第8号4に規定する「漁業経営の改善のための措置の実施によって必要となる薬品費、艀装費その他の費用（水産物の生産、流通、加工又は販売に必要なものに限る。）に充てるのに必要な資金」には、研修・研究費用及び経営コンサルタントの利用に必要な資金は含まれないものとする。
- 3 告示第9号1に規定する「かつお・まぐろ漁業を営む者」とは、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和51年農林省令第24号。以下「規則」という。）第6条第5号に掲げる漁業のうち、総トン数120トン以上の動力漁船によるものの許可又は起業の認可を受けている者をいい、「当該漁業に使用することを廃止する」とは、規則第6条第5号に掲げる漁業のうち、総トン数120トン以上の動力漁船によるものの許可等を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、かつ、当該船舶に係る許可等を前提とした当該漁業の許可等の申請が行われない場合をいう。

第2 貸付けの実施期間

法第9条第1号に係る資金の貸付けの実施期間は、改善計画に定める実施期間とし、同条第2号に係る資金の貸付けの実施期間は整備計画に定める実施期間とする。

第3 関係金融機関との連携

行政庁（農林水産大臣又は沖縄県知事をいう。）は、改善計画制度及び整備計画制度の適切かつ円滑な実施を確保するため、沖縄振興開発金融公庫、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会等関係融資機関との連携を緊密にするものとする。

沖縄振興開発金融公庫による中山間地域活性化資金の運用について

第 1 貸付けの相手方

1 株式会社日本政策金融公庫による中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成 2 年 4 月 6 日付け 2 農経 A 第 336 号農林水産事務次官依命通知。以下「措置要綱」という。）

第 2 の 1 の①に掲げる資金関係

(1) 中山間地域内で生産される農林畜水産物（以下「中山間地域農林畜水産物」という。）又はその加工品の販売の事業を営む者については、農林漁業者（沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号）第 2 条第 1 号及び同条第 2 号に規定する農林漁業者をいう。以下同じ。）が当該事業を営む場合を除き、会社にあつては資本金又は出資の総額が 1,000 万円（卸売業者にあつては、3,000 万円）以上、個人にあつては常時使用する従業員の数が 50 人（卸売業者にあつては 100 人）以上のものに限定するものとする。

なお、生活衛生関係営業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 1 号に規定する生活衛生関係営業者をいう。以下同じ。）のうち、資本の額又は出資の総額が 5,000 万円（食肉卸売業又は氷雪卸売業を主たる営業とする者については 7,000 万円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人（食肉卸売業又は氷雪卸売業を主たる営業とする者については 100 人）以下の会社若しくは個人は、自ら生産した中山間地域農林畜水産物又はその加工品を主たる販売品目として、その販売の事業を行う同号に規定する生活衛生関係営業者であつて、農林漁業を主として営む者を除き、貸付けの相手方としないものとする。

(2) 中山間地域農林畜水産物の二次、三次の製造、加工業者にあつては使用する原材料が、中山間地域農林畜水産物又はその加工品の販売業者にあつてはその販売品目が、それぞれ中山間地域農林畜水産物又はその加工品であることが契約書等により確認できるものに限定するものとする。

2 措置要綱第 2 の 1 の②に掲げる資金関係

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するもの（以下「保健機能増進施設」という。）を設置し、農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者とする。

なお、生活衛生関係営業者のうち、資本の額又は出資の総額が 5,000 万円（食肉卸売業又は氷雪卸売業を主たる営業とする者については 7,000 万円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人（食肉卸売業又は氷雪卸売業を主たる営業とする者については 100 人）以下の会社若しくは個人は、自ら生産した中山間地域農林畜水産物又はその加工品を主たる販売品目として、その販売の事

業を行う生活衛生関係営業者であって、農業（畜産業、養蚕業を含む。）、林業又は漁業を主として営む者を除き、貸付けの相手方としないものとする。

第2 貸付対象施設

この資金の貸付対象施設は、次に掲げる施設とする。

1 措置要綱第2の1の①に掲げる資金関係

ア 新商品又は新技術の研究開発又は利用に必要な施設

試験研究施設、新商品製造・加工施設等①（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する商品若しくは技術の開発又は②開発された当該商品であって市場に定着していないと認められるものの製造・加工若しくは販売の開始若しくは開発された当該技術であってそれによる製造・加工若しくは販売が定着していないと認められるものを利用した製造・加工若しくは販売の開始に必要な施設をいう。

（ア）内容、形態等からみて新規性があると認められる商品又はそれを製造・加工若しくは販売するための技術

（イ）従来の商品に比して相当程度高い品質を有する商品を製造・加工又は販売するための技術

（ウ）従来の方法に比して相当程度低いコストによる商品を製造・加工又は販売するための技術

イ 需要の開拓に必要な施設

アンテナショップ、展示場等中山間地域農林畜水産物又はその加工品の新たな需要の創出又は需要の拡大に必要な施設をいう。

なお、貸付対象施設については、貸付けの相手方となる者が新商品の研究開発等を行うのに真に必要とする施設に限定することとし、当該施設が新商品の研究開発等を行うのに真に必要なものであるかの判断については、個々の施設ごとに行うものとする。

2 措置要綱第2の1の②に掲げる資金関係

保健機能増進施設については、農林漁業資源の中に位置するか又は隣接する施設であって、農林漁業資源と一体的に利用されるもののうち、農林水産省所掌であるものとする。

貸付対象となる保健機能増進施設には、農林漁業資源を直接利用し、かつ、農林漁業資源の生産力を維持増進させる体験農園、体験牧場、林間遊歩道、森林植物園、林間フィールドアスレチック、林間あずまや、釣り場及び潮干狩場並びにこれらに準ずるものを含み、遊園地、グレンデスキー場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスコート（林業者が都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に規定する都市計画区域以外の森林内に設置するものを除く。）、フィットネス施設、ダイビング施設、マリナー、ホテル、旅館、ショッピングセンター、ショッピングモール、学習塾、カルチャーセンター及び釣堀並びにこれらに準ずるものは含まないものとする。

また、中山間地域活性化資金の貸付対象に含みうる保健機能増進施設に附帯する施設は、便所、更衣室、駐車場、土産物店（中山間地域農林畜水産物又はその加工品を主として扱う

ものに限る。)等主施設と密接な関連性を有し、かつ、売上高等からみて主施設に対して附随するものとする。

第3 貸付けの手続

1 措置要綱第2の1の①に掲げる資金関係

(1) 措置要綱第3の1の(1)の「中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるもの」とは、別記基準に該当するものとし、沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、資金の貸付けに当たっては、措置要綱第4の2の農林水産省農村振興局長が別に定める場合を除き、あらかじめ、申込みに係る貸付けが当該基準に該当するか否かについて都道府県知事及び必要に応じ関係農林漁業団体の意見を求めることとする。

なお、公庫は、別記基準の2に該当しない場合であっても、新商品の研究開発等を行うことにより、中山間地域農林畜水産物の契約生産面積、契約農林漁業者数又は契約農林漁業者の販売収入等の増加が相当程度見込まれ、中山間地域の農林漁業の振興に特に資するものと認められるときは、農林水産大臣に中山間地域の農林漁業の振興に資する旨の認定を受けることができる。

(2) 措置要綱第4の2の「農林水産省農村振興局長が別に定める場合」とは、貸付けの対象となる事業が、措置要綱第3の1の(2)の事業である場合(以下に掲げる施設の改良、造成又は取得(以下「施設の改良等」という。)を行う場合を除く。)とする。

ア 施設の改良等を行うに当たり、農地法(昭和27年法律第229号)による許可が必要な施設

イ 措置要綱第2の2において定める中山間地域において、敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積が3,000㎡以上の施設(措置要綱に基づく貸付資金を活用した施設の改良等により敷地面積又は建築物の建築面積が増加した結果、敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積が3,000㎡以上となる場合を含む。)

ウ 新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に必要な施設

(3) 公庫は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第2条第2項に規定する営業者が行う店舗(客に対して飲食料品の提供を行う店舗をいう。以下「店舗」という。)の設置(新設又は増設に係るものをいう。以下同じ。)に係る資金の貸付けを行う場合にあつては、公衆衛生の維持向上を図る観点から適切である旨の沖縄県知事の推薦を受けたものに対してのみ行うものとする。

ア 推薦の申請は、公庫を経由して行うこととし、当該申請を受けた農林水産担当部局は公衆衛生担当部局と十分に連絡調整するものとする。

イ 沖縄県知事は、申込者からの推薦の申請がなされた場合は、当該申請に係る資金の貸付けの内容が次に掲げる基準に該当するかどうかを審査し、推薦することが適当であると認めるものについては、推薦書を公庫を経由して申込者に交付するものとする。

審査の結果、推薦することができないものについては、理由を付して公庫を経由して申込者に通知するものとする。

- (ア) 公衆衛生に関する法令の趣旨及び行政方針に合致するものであること。
 - (イ) 申込者が過去3年間において公衆衛生に関する法令に違反し、又は行政処分を受けたことがないものであること。
 - (ウ) 申込者の店舗の設置について、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第5条の調査の申出又は第6条の調整の申出等の事業活動の調整に関する問題が生じていないこと。
- (4) 公庫は、港湾区域（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項の港湾区域をいう。以下同じ。）、港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地、臨港地区（港湾法第2条第4項の臨港地区をいう。）及び港湾隣接地域（港湾法第37条第1項の港湾隣接地域をいう。）内における施設の設置、改良、造成又は取得に対して中山間地域活性化資金（加工流通施設関係）の貸付けを行う場合には、当該貸付けに係る事業を円滑に推進するため、当該貸付けに係る施設の設置等が行われる地域を管轄する港湾管理者と協議を行うものとする。

2 措置要綱第2の1の②に掲げる資金関係

- (1) 公庫は、資金の貸付けに当たっては、農業資源を公衆の保健の用に供するための施設にあっては、原則として当該施設を設置する所在地の市町村長、林業資源又は漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設にあっては、沖縄県知事の意見を求めることとする。
- (2) 公庫は、港湾区域（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域をいう。以下同じ。）、港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地、臨港地区（港湾法第2条第4項に規定する臨港地区をいう。）及び港湾隣接地域（港湾法第37条第1項に規定する港湾隣接地域をいう。）内における施設の設置、改良、造成又は取得に対して中山間地域活性化資金の貸付けを行う場合には、当該貸付けに係る事業を円滑に推進するため、当該貸付けに係る施設の設置等が行われる地域を管轄する港湾管理者と協議を行うものとする。
- (3) 公庫は、店舗の設置に係る資金の貸付けを行う場合にあっては、公衆衛生の維持向上を図る観点から適切である旨の沖縄県知事の推薦を受けたものに対してのみ行うものとする。

ア 推薦の申請は、公庫を経由して行うこととし、当該申請を受けた農林水産担当部局は公衆衛生担当部局と十分に連絡調整するものとする。

イ 沖縄県知事は、申込者からの推薦の申請がなされた場合は、当該申請に係る資金の貸付けの内容が次に掲げる基準に該当するかどうかを審査し、推薦することが適当であると認めるものについては、推薦書を公庫を経由して申込者に交付するものとする。

審査の結果、推薦することができないものについては、理由を付して公庫を経由して申込者に通知するものとする。

- (ア) 公衆衛生に関する法令の趣旨及び行政方針に合致するものであること。
 - (イ) 申込者が過去3年間において公衆衛生に関する法令に違反し、又は行政処分を受けたことがないものであること。
 - (ウ) 申込者の店舗の設置について、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第5条の調査の申出又は第6条の調整の申出等の事業活動の調整に関する問題が生じていないこと。
- (4) 公庫は、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第4条第2項第3号の重点整備地区において、総合保養地域整備法第7条第1項の同意基本構想に掲げられている特定施設（総合保養地域整備法第2条第1項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）以外の特定施設を設置する者に中山間地域活性化資金を貸付けるに当たっては、当該特定施設の所在する沖縄県の総合保養地域整備法担当部局に事前に協議するものとする。

3 措置要綱第2の1の③に掲げる資金関係

公庫は、資金の貸付けに当たっては、当該貸付けに係る施設が立地する市町村の長の意見を求めることとする。

4 借受申込者が公庫に提出する中山間地域活性化資金の借入に係る事業計画（以下「事業計画」という。）の様式は、別紙に定めるとおりとする。

第4 報告

措置要綱第2の1の①に掲げる資金関係について、公庫は貸付後3年目に借受者から中山間地域農林畜水産物又はその加工品の使用、販売実績中間報告書を徴収の上、使用量又は販売量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加することが確実であるか確認するとともに、事業実施後5年後に最終報告書を徴収し、概ね20%以上増加したか確認するものとする。

中間報告において既に20%に達し、以後も使用量又は販売量が維持増加することが確実であると認められる場合には、最終報告を徴収することは省略して差し支えないものとする。

他方、中間報告等において、概ね20%以上増加する見通しが立たなくなった場合（予期せぬ市場の変化、災害、事故等自己の責によらないものに限る。）、その理由を明らかにするとともに、事業計画の変更など所要の指導を行うことができるものとする。

最終報告において、概ね20%以上増加しなかった場合には、その理由等を明らかにするとともに、所要の指導を行うものとする。

第5 その他の留意事項

- 1 措置要綱第2の1の①に掲げる資金関係について、貸付対象となる製造・加工若しくは販売の事業、中山間地域農林畜水産物の加工品、新商品及び新技術は農林水産省所掌のものに

限定されるものとする。

2 借受申込者が公庫に提出する事業計画については、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により借受申込者が行う場合において、本運用に基づき当該提出に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

なお、システムを使用する方法により提出を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（別記基準）

当該事業計画が中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものとは、1、2及び3に該当するものとする。

- 1 申込者が中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等を締結していること。
- 2 申込者が次のいずれかに該当していること。
 - (1) 申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を従前から取り扱っている場合は、新商品の研究開発等を行うことにより、当該中山間地域農林畜水産物又はその加工品の使用量又は販売量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加することが確実に見込まれること。
 - (2) 申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は、3以上の農林漁業者との1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等により、当該中山間地域農林畜水産物又はその加工品の使用量又は販売量が最初の使用又は販売後5年以内に概ね20%以上増加することが確実に認められること。
- 3 当該計画が中山間地域の農林漁業の現状、今後の見通し等からみて、中山間地域の農林漁業の振興に資するものであり、国、沖縄県の生産対策等と調和のとれたものであること。

中山間地域活性化資金の借入に係る事業計画

申請年月日 _____
 住所又は所在 _____
 屋号又は法人名 _____
 氏名・代表者名 _____

(1) 申請区分 (いずれかを選択) 変更の場合、当初計画の申請年月日
 _____ (新規 / 変更) _____

(2) 事業内容 (いずれかを選択)

 (加工流通施設(新商品・新技術の研究開発又は利用) / 加工流通施設(需要開拓) / 保健機能増進施設 / 生産環境施設)

(3) 貸付対象事業の目的・概要

【加工流通施設】 新商品・新技術の研究開発若しくは利用の内容又は需要開拓の方法等を記載
 【保健機能増進施設】 農林漁業資源の活用内容及び利用形態を記載
 利用形態の例：所有権に基づく利用、所有権以外の権利(賃借権、漁業権等)に基づく利用、農林漁業者との契約に基づく利用(生産物採取契約等)
 【生産環境施設】 農林漁業生産環境改善への効果、維持管理の主体・方法、受益者数・利用者数、受益地域・面積を記載(該当する事項を全て記載)
 【共通】 その他、融資対象事業が中山間地域の農林漁業に及ぼす効果(生産増加、農閑期の雇用、その他定性的効果等)があれば適宜記載

(4) 事業計画・資金計画 変更の場合は、当初計画に適宜追記・修正してください。
 事業実施期間(開始) _____ 事業実施期間(終了) _____

融資対象施設の設置予定地 【保健機能増進施設】 【生産環境施設】 中山間地域であることが必須

区分	構造・能力・規模	事業費(千円)	実施年度
土地			
建物			
機械装置			
特別の費用等			
その他			
計			

区分	金額(千円)	調達年度等
公庫資金		
その他の借入金		
自己資金		
農林水産省補助金		
その他の補助金		
その他		
計		

【生産環境施設】 中山間地域活性化資金と農林水産省補助金は併用できません。

(5) 中山間地域農林畜水産物等の利用計画 【加工流通施設】 記入必須 ※「農林畜水産物等」の「等」は、農林畜水産物の加工品を指す。

中山間地域からの利用実績又は新規取扱の1年目(注) _____ t 中山間地域からの5年後の利用量見通し(注) _____ t
 (注) 下記の安定的取引契約等以外の地域を含む、中山間地域からの調達の総量を記載

安定的取引契約等の締結状況 主要な中山間地域農林畜水産物等を記載

農林畜水産物等	利用量 実績又は新規取扱の1年目	5年後利用量	伸び率	調達先	原料を調達する中山間地域名	中山間地域がある都道府県
	t	t	%			

※ 添付資料

- 【加工流通施設】 ・生産者との契約(原料購入契約、基本取引契約、栽培契約等)の写し
- 【保健機能増進施設】 ・農林漁業者との契約に基づく利用(生産物採取契約等)の場合は、当該契約書の写し
- ・農林漁業資源の利用状況が分かる計画一般図
- 【生産環境施設】 ・申請者が法人・団体の場合、定款・規約等の写し(設立目的・出資者の構成の確認)

※ 貸付対象事業が次に該当する場合、公庫が行政機関等に意見書等を求めるため、余裕のある申請をしてください

貸付対象事業	確認方法	意見書等を徴求する先
【加工流通施設】 <input type="checkbox"/> 農地法の許可が必要な施設 <input type="checkbox"/> 中山間地域における敷地面積9,000㎡又は建築面積3,000㎡以上の施設 <input type="checkbox"/> 新商品又は新技術の研究開発に必要な施設 <input type="checkbox"/> 需要の開拓に必要な施設 <input type="checkbox"/> 飲食料品の提供を行う店舗(飲食店、喫茶店)の新設・増設	意見書 意見書 意見書 意見書 推薦書	農林畜水産物を調達する中山間地域がある都道府県知事 農林畜水産物を調達する中山間地域がある都道府県知事 農林畜水産物を調達する中山間地域がある都道府県知事 農林畜水産物を調達する中山間地域がある都道府県知事 事業を実施する地域の都道府県知事
【保健機能増進施設】 <input type="checkbox"/> 事業地が総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第4条第2項第3号の重点整備地区に立地 <input type="checkbox"/> 事業地が港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項の港湾区域、港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地、港湾法第2条第4項の臨海地区及び港湾法第37条第1項の港湾隣接地域に立地 <input type="checkbox"/> 飲食料品の提供を行う店舗(飲食店、喫茶店)の新設・増設	意見書 協議 協議 推薦書	事業を実施する中山間地域がある都道府県知事(林業資源又は漁業資源)又は市町村長(農業資源) 特定施設の所在する都道府県の総合保養地域整備法担当部局 港湾管理者 事業を実施する地域の都道府県知事
【生産環境施設】	意見書	事業を実施する中山間地域がある市町村長

別紙 8

卸売市場近代化施設に係る食品等持続的供給促進資金融通措置要綱の運用について

別紙 1 別添 7（卸売市場近代化施設に係る食品等持続的供給促進資金融通措置要綱）第 3 の 2 の (3) により農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が別に定めるものは、次に掲げるもの以外のものに係る貸付けとする。

- 卸売市場施設
 - ① 市場の新設、移転又は全面改築
 - ② 用地の取得
 - ③ 卸売場、仲卸売場面積の増加
 - ④ 冷蔵庫、倉庫、関連商品売場の新設
 - ⑤ 付設集卸売場の整備
- 卸売業者及び仲卸業者施設
 - ① 用地の取得
 - ② 場外施設の新設
- その他特に融資機関が農林水産大臣又は都道府県知事に対して確認の通知を求め
るもの